

北海道環境審議会条例

(平成 6 年 7 月 8 日)
北海道条例第 3 4 号

改正 平成 1 2 年 3 月 2 9 日条例第 4 2 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 3 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 4 7 年法律第 8 5 号）第 5 1 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、環境の保全に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（次条第 1 項の事務に係る議事については、特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第 6 条 審議会に、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 1 条第 1 項の事務を行う特別委員を置く。

- 2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会には、当該部会の委員に特別委員を含めるものとする。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 北海道公害防止条例(昭和46年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。
(以下略)

附 則 (平成12年3月29日条例第42号)(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(北海道立自然公園条例の一部改正)
- 2 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)の一部を次のように改正する。
(以下略)
(北海道自然環境等保全条例の一部改正)
- 3 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。
(以下略)